

**軽自動車税（種別割）の  
納期限は4月30日です**

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に課せられます。納税通知書が届きましたが必ず納期限までに納めてください。

なお、身体障害者などの方で、一定の要件を満たす場合に限り、申請によって減免を受けられることがあります。納税通知書が届きましたら、4月22日（木）までに手続きをしてください。

問い合わせ先

住民生活課 税務班

**土地と家屋の価格などが縦覧できます**

土地や家屋に係る固定資産税の納税者は、その価格などを記した帳簿を縦覧することができます。

【縦覧期間】

4月1日（木）～5月31日（月）※土日祝日除く

【時間】

午前9時～午後5時

【縦覧場所】

住民課税務班（役場庁舎1階）

問い合わせ先

住民生活課 税務班

**人間ドック受診を補助します**

人間ドックを受診した方を対象に、申請により返還される保険給付費を申請しても一部または全額が差し止めとなります。また、差し止めた保険給付額から介護保険料を差し引く場合があります。

**【2年以上の滞納となった場合】**  
利用したサービス費用の自己負担割合が1割から3割に引き上げとなったり、高額介護サービス、特定入所者介護サービスなどが受けられなくなったりします。  
介護保険料は納期限までに確実に納めるようにしましょ。また、特別な事情などにより納付が難しくなった場合はご相談ください。

**問い合わせ先**  
地域福祉課 介護保険班

**一般不妊治療費を助成します**

本町では、一般不妊治療費助成事業を実施しています。不妊症と診断され、医療機関で一般不妊治療を受けている夫婦が対象となります。詳しい内容はお問い合わせください。

【助成額】

年額として支払った額または5万円のいずれか少ない金額

【助成期間】

治療の開始年度とその翌年度の2年間

問い合わせ先

地域福祉課 健康づくり班

**【申請に必要なもの】**

- 人間ドック結果表・受診料の領収書・申請書（申請者名義）
- 特定健康診査や健康診査と同時に実施できる受診機関（一覧表を受診券と併せて郵送）で人間ドックを受診すると、自己負担額が減額されます。受診される際に、特定健康診査受診券または健康診査受診券、問診票、被保険者証を受診機関へ提出してください。

【申請期限】

受診年度の翌年度の4月末日

※令和2年度に人間ドックを受診された方は、令和3年4月30日までに申請してください。

問い合わせ先

住民生活課 保健窓口班

**後期高齢者医療の  
健康診査を受けましょう**

後期高齢者健康診査は、血液や尿検査などを実施し、ご自身の健康状態を知る良い機会となっています。生活習慣病などが疑われた場合は、早期に再検査や、適切な治療を受けることで、病気の重症化を予防することができます。

健診結果は郵送し、保健指導などに活用します。

【対象者】

高知県後期高齢者医療の被保険者の方

※長期入院中の方、施設などへの入所者は対象外（すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者などの指導を受けていると考えられるため）

① アークの方には、受診券を事前送付します。  
ア 生活習慣病で通院中でない健診対象者の方

【対象者】

高知県後期高齢者医療の被保険者の方

※長期入院中の方、施設などへの入所者は対象外（すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者などの指導を受けていると考えられるため）

① アークの方には、受診券を事前送付します。  
ア 生活習慣病で通院中でない健診対象者の方

【1年以上の滞納となった場合】

利用する介護保険サービス費用がいつたん全額自

己負担となります。

【納期限を過ぎた場合】

本町では、災害などの特別な事情なく介護保険料を納めない場合、次の措置を取ります。

本町では、災害などの特別な事情なく介護保険料を納めない場合、次に措置を取ります。

【納期限を過ぎた場合】

本町では、災害などの特別な事情なく介護保険料を納めない場合、次に措置を取ります。

イ 昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの方  
ウ 令和2年度に健診を受けられた方  
② ①以外の方は、申し込みにより受診券が発行され、健診を受けることができます。

● ② ①以外の方は、申し込みにより受診券が発行され、健診を受けることができます。  
● 無料  
● 広報誌3月号に掲載

【自己負担】

被保険者証・受診券・問診票

【受診方法】

広報誌3月号に掲載

【持ち物】

被保険者証・受診券・問診票

【検査内容】

① 身体計測・身長・体重・肥満度を測定

② 血圧測定・血圧を測定

③ 血液検査・血糖・コレステロール・肝機能・腎機能・痛風などを検査

④ 尿検査・尿たんぱく・尿糖などを検査

⑤ その他・問診や診察など

【介護保険料を滞納すると…】

介護保険は、国や都道府県・市町村が負担する「公共料」と、一人ひとりが納める「介護保険料」を基に運営されています。

本町では、災害などの特別な事情なく介護保険料を納めない場合、次の措置を取ります。

本町では、災害などの特別な事情